

一般社団法人データクレイドル会員規約

(趣旨)

第1条 本規約は、一般社団法人データクレイドル（以下、「本法人」という。）と当法人の会員（以下、「会員」）に関する事項について定めるものです。

(会員の定義)

第2条 会員とは、別紙1に定めるとおり、当法人の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動を行う個人・法人または自治体をいいます。

(会費)

第3条 当法人会費は別紙2のとおりとします。

2 会員がすでに納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

(特典)

第4条 会員は、別紙3に定める特典を受けることができます。

(入会)

第5条 会員となるには、この規約に同意の上、別紙1に定めるとおり、当法人に対して入会申請を行い、承認を受ける必要があります。

なお、以下に該当する場合、入会をお断りすることがあります。

政治・宗教活動を主たる目的としている団体、個人

公序良俗に反すると思われる団体、個人

申込書に虚偽の記載をした団体、個人

その他、当法人が適当でないと認める団体、個人

2. 当法人は、前項の入会申請を承認後、申込者を会員として登録します。

3. 会員は、当法人が、氏名・連絡先等の入会申請情報を登録し（以下、「登録情報」という。）、当法人の活動上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。

(変更の届出)

第4条 会員は、登録情報に変更が生じた場合は、所定の届出書により当該変更内容について速やかに当法人に届け出るものとします。会員が変更届出をしなかったことにより不利益を被った場合、当法人はその責任を一切負わないものとします。

(有効期間)

第5条 会員資格の有効期間は一年間とします。後項6条による退会の申し出、7条による会員資格の抹消、8条による除名がない限り、自動的に更新されるものとします。

(退会)

第6条 会員は退会を希望する場合、当法人に退会届出を行うこととします。

ただし、未払いの会費がある場合には、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

(会員資格の抹消)

第7条 会員が次のいずれかに該当した場合には、当法人は、会員資格を抹消することができるものとします。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が消滅、解散したとき。
- (3) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の自由が発生したとき。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は、社員総会の特別決議によって当該社員を除名できることとします。

- (1) 定款、本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(守秘義務)

第9条 当法人および会員は、当法人の活動を通じて知り得た相手方の業務上または技術上の機密情報について守秘義務を負うものとします。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 相手方から事前の承諾がある場合
- (2) 弁護士、会計士、税理士その他アドバイザー等に開示する場合
- (3) 知り得た機密情報が次の一に該当する場合
 - イ 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - ロ 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - ハ 開示を受けた後に第三者から適法に取得した情報
 - ニ 開示を受けた後に、開示を受けた本協会または会員の責によらずに公知となった情報
 - ホ 開示を受けた機密情報を使用せずに開示を受けた本協会または会員が独自に開発した情報
 - ヘ 裁判所または行政庁により適法に開示を求められた情報その他法令により開示が義務づけられる情報

(個人情報の保護)

第 10 条 当法人は、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する関係法令等に基づき、当法人の「プライバシーポリシー」のとおり、個人情報の保護のための措置を講じます。

(付則)

本規約は、理事会の承認を経て改定または廃止することができるものとします。
規約の変更があった場合、当法人のホームページでお知らせします。

令和 4 年 3 月 1 日制定

別紙 1 会員種別

会員種別	会員の定義	登録手続き
社員	<p>一般社団法人および一般社団法人に関する法律上の社員とし、当法人の目的に賛同し、入社した法人または個人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当法人の社員総会等の活動への参加、議案の提案を行うことができる。 ・当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。 ・社員総会において別に定める入会金及び会費を納入する。 ・剰余金の分配は行わない。 	<p>当法人の社員として入会を希望する者は、既存社員からの推薦を受けたうえで、「入会申込書」を当法人事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>承認を受けた後、会費を納入することにより入会完了となる。</p>
賛助会員	<p>当法人の目的に賛同して社員の活動を支援し、活動成果を活用する意思のある法人または個人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費を支払う義務を負わない。 	<p>「入会申込書」を当法人事務局に提出しなければならない。</p> <p>事務局で承認を受けた後に、入会完了となる。</p>
自治体会員	<p>当法人の目的に賛同して社員の活動を支援し、活動成果を活用する意思のある自治体とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費を支払う義務を負わない。 	<p>「入会申込書」を当法人事務局に提出しなければならない。事務局で承認を受けた後に、入会完了となる。</p>

別紙2 会費

社員・会員		全従業員数	会費等	
区分	種別	※1	入会金 ※2	会費/年 ※3
社員	個人社員	－	1万円	5万円/年
	法人社員	1名～999名	5万円×口数 1口以上	10万円/年×口数 1口以上
		1,000名～ 4,999名	5万円×口数 2口以上	10万円/年×口数 2口以上
		5,000名～	5万円×口数 3口以上	10万円/年×口数 3口以上
賛助会員（個人・法人）		－	免除	免除
自治体会員		－	免除	免除

※1 全従業員数：単体会社・団体における日本国内の正規社員数

※2 新規入会の場合、初年度のみ入会金が必要

※3 事業年度の途中に入会した場合は、初年度の会費を下記のとおりとする。

4～6 月に入会した場合は、年会費の満額

7～9 月に入会した場合は、年会費の 3/4

10～12 に入会した場合は、年会費の 1/2

1～3 月に入会した場合は、年会費の 1/4

※4 事業年度の途中に退会した場合は、払い戻しは行わない。

別紙3 特典

会員種別	特典
社員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当法人のワーキンググループの提案、参加 2. 各種セミナー、ワークショップ等の提案、参加 3. 当法人が運営する「DX データ分析サロン」の利用 4. 当法人と連携した広報活動
賛助会員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当法人が主催するワーキンググループへの参加 2. 当法人が主催する各種セミナー、ワークショップ等への参加 3. 当法人が運営する「DX データ分析サロン」の利用
自治体会員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当法人が主催するワーキンググループへの参加 2. 当法人が主催する各種セミナー、ワークショップ等への参加 3. 当法人が運営する「DX データ分析サロン」の利用